

つけましたか



住宅用火災警報器

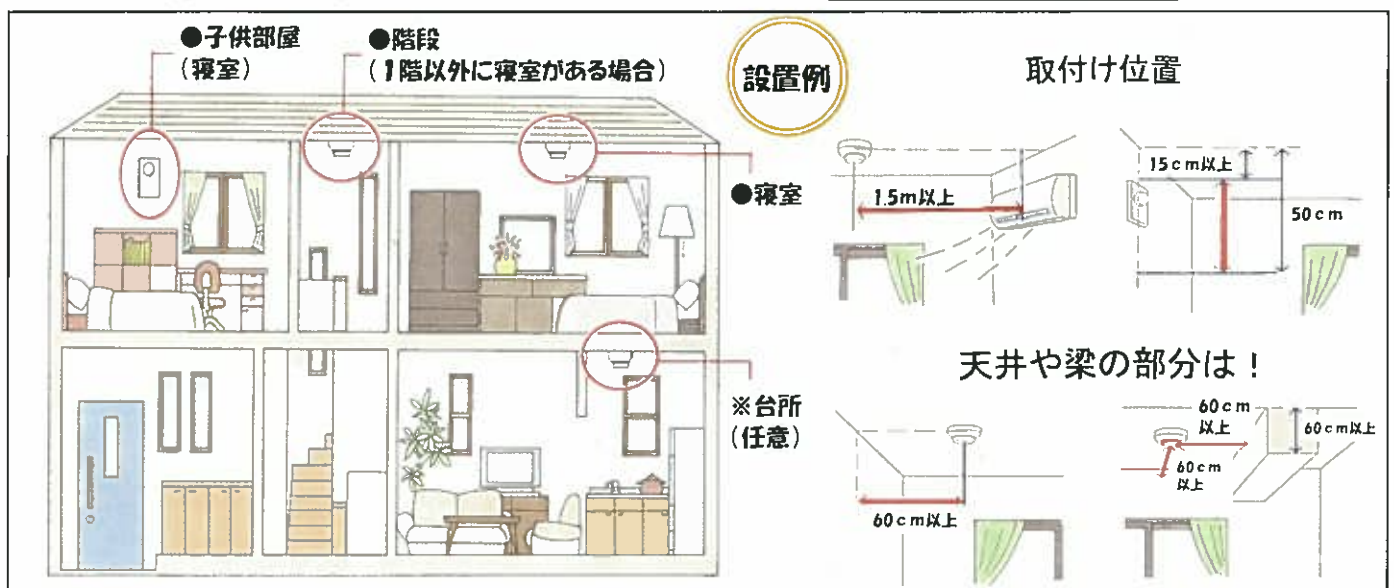


既設住宅は、平成23年5月31日までに
住宅用火災警報器を設置しましょう！



☆どこに設置するの？☆

- ☐ 鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例では、下記のとおり設置が義務付けられています！
①各寝室 ②寝室がある階の、階段（寝室が避難階の場合を除きます。）



☆購入するには？☆

- ☐ 防災設備取扱店や電気器具販売店、ホームセンター家電量販店などで購入できます。
購入の目安として右のマークが付いているものを選びましょう。



不適正な訪問販売にご注意を！

- ☐ 悪質販売に注意しましょう。「消防署から来た。」などと偽って販売するケースが発生しています。消防職員が販売を依頼したり、直接販売することはありません！



お問い合わせは

- 鳥栖・三養基地区消防事務組合
予防課 0942-83-7996
鳥栖消防署 0942-83-7997
西消防署 0942-89-3050
基山分署 0942-92-7911
- 住宅用火災警報器相談室
フリーダイヤル 0120-565-911
A.M.9:00~P.M.5:00 土、日、祝日休み

